

枚方京田辺環境施設組合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則

平成28年7月1日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第3章第2節及び第3節並びに枚方京田辺環境施設組合行政手続条例（平成28年枚方京田辺環境施設組合条例第5号。以下「条例」という。）第3章第2節及び第3節の規定による聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続について、必要な事項を定めるものとする。

2 この規則に定める事項について、他の法令等に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(聴聞の通知)

第2条 法第15条第1項及び条例第15条第1項の通知は、聴聞の期日の2週間前までに、聴聞通知書（様式第1号）により行うものとする。

2 法第15条第3項及び条例第15条第3項の規定による掲示は、公示送達書（様式第2号）により行うものとする。

(聴聞の期日の変更)

第3条 管理者が法第15条第1項又は条例第15条第1項の規定により通知をした場合（法第15条第3項又は条例第15条第3項の規定により掲示をした場合を含む。）において、当事者は、やむを得ない理由があるときは、管理者に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。

2 管理者は、前項の規定による申出により、又は職権により、聴聞の期日を変更することができる。

3 管理者は、前項の規定により聴聞の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（当該変更の時までに、法第17条第1項若しくは条例第17条第1項の求めを受諾し、又は許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

(関係人の参加許可)

第4条 関係人は、法第17条第1項又は条例第17条第1項の規定により参加の許可を受けようとするときは、聴聞の期日の10日前までに、関係人参

加許可申請書（様式第3号）を主宰者に提出しなければならない。

- 2 主宰者は、関係人の参加を許可したときは、速やかに、その旨を当該関係人に通知しなければならない。

（文書等の閲覧）

第5条 当事者及び参加人は、法第18条第1項又は条例第18条第1項の規定により文書等の閲覧を求めようとするときは、文書等閲覧請求書（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の閲覧については、口頭で求めれば足りる。

- 2 管理者は、前項の閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、管理者は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないよう配慮するものとする。

- 3 管理者は、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった文書等の閲覧の請求があった場合において、当該審理において閲覧させることができないとき（法第18条第1項後段又は条例第18条第1項後段の規定により閲覧を拒否する場合を除く。）は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、主宰者は、法第22条第1項又は条例第22条第1項の規定により、当該閲覧の日時以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

（主宰者の指名）

第6条 管理者は、法第19条第1項又は条例第19条第1項の規定による主宰者の指名を聴聞の通知の時までに行うものとする。

- 2 管理者は、主宰者が法第19条第2項各号又は条例第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

（補佐人の出頭許可）

第7条 当事者又は参加人は、法第20条第3項又は条例第20条第3項の規定により補佐人の出頭の許可を受けようとするときは、聴聞の期日の5日前までに、補佐人出頭許可申請書（様式第5号）を主宰者に提出しなければな

らない。ただし、法第22条第2項又は条例第22条第2項（法第25条後段又は条例第25条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、口頭で求めれば足りる。

2 主宰者は、補佐人の出頭を許可したときは、速やかに、その旨を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

3 補佐人の陳述は、当事者又は参加人が直ちに取消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら陳述したものとみなす。

（聴聞の期日における陳述の制限及び秩序維持）

第8条 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者の意見の陳述が既に行った陳述と重複するとき、その陳述が審理と関係のない事項にわたるときその他審理を整理するためにやむを得ないと認めるときは、これを制限することができる。

2 主宰者は、聴聞の審理の秩序を維持するため、審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し、退場を命ずる等適当な措置を講ずることができる。

（聴聞の期日における審理の公開）

第9条 管理者は、法第20条第6項又は条例第20条第6項の規定により聴聞の期日における審理の公開を相当と認めたときは、その聴聞の期日及び場所を公示するものとする。この場合において、あわせて当事者及び参加人（その時まで法第17条第1項又は条例第17条第1項の求めを受諾し、又は許可を受けている者に限る。）に通知するものとする。

2 主宰者は、聴聞の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を傍聴席に相応する数に制限し、又は必要な措置を執ることができる。

（陳述書の提出）

第10条 法第21条第1項又は条例第21条第1項の規定により陳述書を提出しようとする当事者若しくは参加人は、提出する者の氏名、住所、聴聞の件名及び当該聴聞に係る不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見を記載した書面を主宰者に提出しなければならない。

（聴聞調書及び報告書の記載事項）

第11条 主宰者は、法第24条第1項又は条例第24条第1項に規定する調書（様式第6号。以下「聴聞調書」という。）に次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第4号に掲げる事項を除く。）を記載し、記名押印しなければならない。

- (1) 聴聞の件名
- (2) 聴聞の期日及び場所
- (3) 主宰者の氏名及び職名
- (4) 聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人又はこれらの者の代理人若しくは補佐人（以下この条において「当事者等」という。）の氏名並びに組合の職員の氏名及び職名
- (5) 聴聞の期日に出頭しなかった当事者等の氏名又は名称（当事者が参加しなかった場合にあっては、出頭しなかったことについての正当な理由の有無を含む。）
- (6) 当事者等及び組合の職員の陳述（提出された陳述書における意見の陳述を含む。）の要旨
- (7) 証拠書類等が提出されたときは、その目録
- (8) その他参考となるべき事項

2 聴聞調書には、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付してその一部とすることができる。

3 主宰者は、法第24条第3項又は条例第24条第3項に規定する報告書（様式第7号）に次に掲げる事項を記載し、記名押印しなければならない。

- (1) 意見
- (2) 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張及び理由
（聴聞調書及び報告書の閲覧）

第12条 当事者又は参加人は、法第24条第4項又は条例第24条第4項の規定により聴聞調書及び報告書の閲覧を求めようとするときは、聴聞調書等閲覧請求書（様式第8号）を、聴聞の終結前にあっては主宰者に、聴聞の終結後にあっては管理者に提出しなければならない。

2 主宰者又は管理者は、前項の閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知

しなければならない。

(弁明書)

第13条 法第29条第1項及び条例第27条第1項の規定による弁明書の提出は、弁明書(様式第9号)により行うものとする。

(弁明の機会の付与の通知)

第14条 法第30条及び条例第28条の規定による通知は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合は、その日時)の1週間前までに、弁明の機会の付与通知書(様式第10号)により行うものとする。

(口頭による弁明の日時の変更)

第15条 管理者が法第30条又は条例第28条の規定による通知をした場合(法第31条において準用する法第15条第3項及び条例第29条において準用する条例第15条第3項の規定による通知をした場合を含む。)において、当事者は、やむを得ない理由があるときは、管理者に対し、弁明の日時の変更を申し出ることができる。

2 管理者は、前項の規定による申出により、又は職権により、弁明の日時を変更することができる。

3 管理者は、前項の規定により弁明の日時を変更したときは、速やかに、その旨を口頭による弁明の機会を与えられた者に通知するものとする。

(弁明の機会の付与における文書等の閲覧)

第16条 当事者は、条例第29条において準用する条例第18条第1項の規定により文書等の閲覧を求めようとするときは、文書等閲覧請求書を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者に通知しなければならない。この場合において、管理者は、当事者の弁明の準備を妨げることがないように配慮するものとする。

(口頭による弁明の記録)

第17条 管理者は、法第29条第1項又は条例第27条第1項の規定により口頭による弁明を認めたときは、その指名する職員(以下「弁明記録者」という。)に当該弁明を記録させるものとする。

2 弁明記録者は、次に掲げる事項を記載した弁明調書（様式第11号）を作成し、これに記名押印するものとする。

- (1) 弁明の件名
- (2) 弁明の日時及び場所
- (3) 弁明記録者の職名及び氏名
- (4) 弁明の日時に出席した当事者又は代理人の氏名及び住所
- (5) 弁明の要旨
- (6) その他参考になるべき事項

3 弁明調書には、書面、図画、写真その他相当と認めるものを添付してその一部とすることができる。

第4章 雑則

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

第 年 月 日 号

住所
氏名 様

枚方京田辺環境施設組合管理者

聴 聞 通 知 書

行政手続法第15条第1項の規定により、次
枚方京田辺環境施設組合行政手続条例第15条第1項
のとおり聴聞を行うので通知します。

予定される不利益処分の内容		
根拠となる法令の条項		
不利益処分の原因となる事実		
聴聞の期日		
聴聞の場所		
聴聞に関する事務 を所掌する組織	名称	
	所在地	

(教示)

- 1 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

(注)

- 1 代理人を選任するときは、聴聞の期日までに、委任状等代理権を証する書面を提出してください。
- 2 出頭するときは、この通知書を持参してください。

様式第2号(第2条関係)

第 号

公 示 送 達 書

送達を受けるべき者の氏名		
聴 聞 の 期 日		
聴 聞 の 場 所		
聴聞に関する事務 を所掌する組織	名 称	
	所在地	

上記の者に係る
行政手続法第15条第1項各号に掲げる事項を
枚方京田辺環境施設組合行政手続条例第15条第1項各号
に記載した聴聞通知書を において保管し、送達を受けるべき者にいつ
でも交付します。

年 月 日

枚方京田辺環境施設組合管理者

(注)

行政手続法第15条第3項の規定により、
枚方京田辺環境施設組合行政手続条例第15条第3項
年 月 日を経過したときは、上記の聴聞通知書の送達があったも
のとみなされます。

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

様

住 所
氏 名
電 話

㊟

関係人参加許可申請書

行政手続法第17条第1項の規定による許可
枚方京田辺環境施設組合行政手続条例第17条第1項
を受けたいので、次のとおり申請します。

被聴聞者の氏名	
聴聞の期日	
聴聞者との関係	
参加理由	

(注)

- 1 法人その他の団体である場合にあつては、その者の住所は当該団体の事務所の所在地を、その者の氏名は当該団体の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 参加理由の欄には、当該聴聞に係る不利益処分についての利害関係及びそれを明らかにする事実を記入してください。

様式第4号(第5条関係、第16条関係)

その1

年 月 日

様

住 所
氏 名
電 話

文 書 等 閲 覧 請 求 書

行 政 手 続 法 第 1 8 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、
枚 方 京 田 辺 環 境 施 設 組 合 行 政 手 続 条 例 第 1 8 条 第 1 項
次 の と お り 文 書 等 の 閲 覧 を 求 め ま す。

被聴聞者の氏名	
聴聞の期日	
文書等の件名	

(注) 法人その他の団体である場合にあっては、その者の住所は当該団体の事務所の所在地を、その者の氏名は当該団体の名称及び代表者の氏名を記入してください。

その2

年 月 日

様

住 所
氏 名
電 話

文 書 等 閲 覧 請 求 書

枚方京田辺環境施設組合行政手続条例第29条において準用する同条例第18条第1項の規定により、次のとおり文書等の閲覧を求めます。

弁明者の氏名	
弁明書の提出期限又は出頭すべき日時	
文書等の件名	

(注) 法人その他の団体である場合にあつては、その者の住所は当該団体の事務所の所在地を、その者の氏名は当該団体の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

様

住 所
氏 名
電 話

㊟

補佐人出頭許可申請書

行政手続法第20条第3項の規定による許可を受けたいので、
枚方市行政手続条例第20条第3項
次のとおり申請します。

被 聴 聞 者 の 氏 名		
聴 聞 の 期 日		
補 佐 人	住 所	
	氏 名	
被聴聞者（参加人）との 関 係		
補 佐 す る 事 項		

(注) 法人その他の団体である場合にあっては、その者の住所は当該団体の
事務所の所在地を、その者の氏名は当該団体の名称及び代表者の氏名を
記入してください。

様式第6号（第11条関係）

聴 聞 調 書

被聴聞者 〇〇〇〇に係る聴聞の審理の経過は、次のとおりである。

聴聞の件名	
聴聞の期日	
聴聞の場所	
出頭した当事者等の氏名 並びに組合の職員の氏名 及び職名	
出頭しなかった当事者等 の氏名又は名称	
当事者の欠席理由	
上記理由の正当性の有無	
陳 述 の 要 旨	
証拠書類等の名称	
その他参考となるべき事項	

年 月 日

職
主宰者
氏 名

㊟

様式第7号(第11条関係)

年 月 日

様

職
主宰者
氏 名 ④

報 告 書

次のとおり聴聞を実施したので、
行政手続法第24条第3項
枚方市京田辺環境施設組合行政手続条例第24条第3項の規定により報告
します。

聴聞者の氏名	
聴聞の期日	
当事者等の主張	
意見	
理由	

様式第8号(第12条関係)

年 月 日

様

住 所
氏 名
電 話

聴聞調書等閲覧請求書

行政手続法第24条第4項の規定により、次
枚方京田辺環境施設組合行政手続条例第24条第4項
の聴聞に係る聴聞調書等の閲覧を求めます。

被聴聞者の氏名	
聴聞調書・報告書の別	
聴聞の期日	

(注)

- 1 法人その他の団体である場合にあつては、その者の住所は当該団体の事務所の所在地を、その者の氏名は当該団体の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 聴聞の期日は、聴聞調書の閲覧を申請する場合に記入してください。

様式第9号(第13条関係)

年 月 日

様

住 所
氏 名
電 話

㊟

弁 明 書

次のとおり弁明書を提出します。

弁 明 の 件 名 (予定される不利益処分の内容)	
不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見	

(注)

- 1 法人その他の団体である場合にあっては、その者の住所は当該団体の事務所の所在地を、その者の氏名は当該団体の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 意見の根拠となる証拠書類又は証拠物があれば添付してください。

様式第10号(第14条関係)

その1

第 年 月 日 号

住 所
氏 名 様

枚方京田辺環境施設組合管理者

弁明の機会付与通知書

行政手続法第13条第1項の規定により、次のとおり弁明の機会を付与するので通知します。

予定される不利益処分の内容	
根拠となる法令の条項	
不利益処分の原因となる事実	
口頭による弁明の機会の付与の有無	
弁明書の提出先又は出頭すべき場所	
弁明書の提出期限又は出頭すべき日時	

(注)

- 1 代理人を選任するときは、委任状等代理権を証する書面を提出してください。
- 2 出頭するときは、この通知書を持参してください。

その2

第 年 月 日

住 所
氏 名 様

枚方京田辺環境施設組合管理者

弁 明 の 機 会 付 与 通 知 書

枚方京田辺環境施設組合行政手続条例第13条第1項の規定により、次のとおり弁明の機会を付与するので通知します。

予定される不利益処分の内容	
根拠となる法令の条項	
不利益処分の原因となる事実	
口頭による弁明の機会の付与の有無	
弁明書の提出先又は出頭すべき場所	
弁明書の提出期限又は出頭すべき日時	

(教示)

弁明書の提出期限又は出頭すべき日時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

(注)

- 1 代理人を選任するときは、委任状等代理権を証する書面を提出してください。
- 2 出頭するときは、この通知書を持参してください。

様式第11号（第17条関係）

弁 明 調 書

弁明者 〃 に係る口頭による弁明の経過は、次のとおりである。

弁 明 の 件 名 (予定される不利益処分の内容)		
弁 明 の 日 時		
弁 明 の 場 所		
弁明の日時に出席した 当事者又は代理人	住 所	
	氏 名	
弁 明 の 要 旨		
その他参考になるべき 事項		

年 月 日

職
弁明記録者
氏 名

印